

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第49号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第30条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

(福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条第1項中「、第12条」を削り、同項の表第12条の項を削る。

(福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。